

すさみ町防災行政無線デジタル化事業

プロポーザル実施要領

平成 3 0 年 4 月

和歌山県 すさみ町

目次

1	要領の目的	1
2	業務の目的	1
3	基本情報	1
4	業務の概要	1
5	プロポーザル参加資格	3
6	選定方法	4
7	プロポーザルの日程	4
8	手続等	4
9	選考委員会(プレゼンテーション・ヒアリング)	6
10	その他	7

1 要領の目的

当要綱は、すさみ町が計画しているデジタル防災行政無線（同報系）施設整備事業における受注者の選定を、価格競争のみによらず、企画力、保守体制等の観点からプロポーザル方式で実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

すさみ町（以下「発注者」という。）では、アナログ同報系防災行政無線設備を、総務省の方針に基づくデジタル化移行に合わせて再構築するにあたり、町内全域で運用可能な災害に強いシステムと平常時の町民向け情報手段の両方を兼ね備えたデジタル防災行政無線設備の整備を目的とする

3 基本情報

1. 基本情報（平成30年4月1日現在）

- (1) 人口：4, 124人
- (2) 世帯数：2, 192世帯
- (3) 既設設備：
 - ①親局 1局
 - ②遠隔制御設備 1局
 - ③中継局施設 1局
 - ④屋外拡声子局 26局
 - ⑤戸別受信機 524台
 - ⑥防災ラジオ 1, 369台

4 業務の概要

1. 事業内容

- (1) 事業名：すさみ町デジタル防災行政無線（同報系）施設整備事業
- (2) 事業期間：契約締結日から平成32年3月15日まで
- (3) 履行場所：すさみ町全域
- (4) 事業概要
 - ① 設計業務
 - ② 整備工事
 - (ア) 親局設備：消防防災センター（仮称）
（平成30年12月頃完成予定）
 - (イ) 遠隔制御装置：すさみ町役場

- (ウ) 中継局又は再送信局設備：必要数を必要な場所に設置
- (エ) 屋外子局設備：概ね26局
 - ・アンサーバックの有無については、設計時に検討すること
 - ・既設設置位置を基本に町内全域をカバーすること
- (オ) 戸別受信機設備：全世帯（予備機含む必要数）
 - ・空中線含む
 - ・希望全世帯を対象
- (カ) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）設備一式
 - ・同報系連動自動起動設備含む
- (キ) その他事項
 - ・中継局、再送信局、屋外子局、戸別受信機は、それぞれ停電時においても72時間以上の稼働ができるものとする。
 - ・既設設備の撤去に関する費用負担は、事業者側の負担とする。
 - ・発注者の意向と著しく異なる提案は避けること。
 - ・平成31年度のアナログ無線の保守点検に関しては、事業者が負担するものとする。

2. 求める主な提案システム

- (1) 各住民に対しての情報配信手段
- (2) 災害時における情報収集手段

3. 業務費

総額 500,000,000 円（消費税込み）を超えない提案であること。なお、総額契約時の予定価格を示すものではなく事業規模を示すためである。

4. 関連法規等

本業務にあたっては、次の関連法規に従って行うものとする。

- (1) 電波法及び同法関連法令等
- (2) 有線電気通信法及び同法関連法令等
- (3) 電気通信事業法及び同法関連法令等
- (4) 電気設備技術の基準に関する省令
- (5) 日本工業規格(JIS) 及び日本電気規格調査会標準基準(JEC)
- (6) 日本技術基準規格(JES) 及び電子機械工業会規格(EIAJ)
- (7) 日本蓄電池工業規格(JEM)
- (8) 総務省市町村デジタル固定通信システム標準規格
- (9) すさみ町地域防災計画
- (10) 発注者が定める条例、規則等

(11) その他関連法令等充足すべき法規

5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルの参加者は、募集開始時点において、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 平成30・31年度すさみ町入札参加資格者名簿に登録されているもの。
- (2) 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を受けているもの。
- (3) 最新のCORINSに登録された経営規模等評価結果通知書の総合評定値が1,000点以上であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 主任技術者（必要に応じて監理技術者【電気通信工事】）を選任で配置できること。なお、当該配置する技術者は、本参加資格確認申請のあった日において3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 国の省庁及び和歌山県の入札参加資格停止措置（指名停止）の期間中でないこと。
- (7) すさみ町建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成元年訓令第3号）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く）でないこと。
- (9) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2に定める点検事業者の登録を受けているものであること。
- (10) 市町村デジタル固定通信システム実験局免許を直接総務省から交付されていること
- (11) 参加に当たり、同一機器製造業者又は同製造業者の関係する会社から1社のみとすること。（複数者の参加は認めない）
- (12) 過去において同種同規模工事实績を有していること。

同種とは、市町村デジタル同報通信無線システム又は消防救急デジタル無線システムを元請として完成・引渡をした施工工事とし、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されたものに限ること。

同規模とは、総額価格の50%以上の契約額とする。
- (13) 工事期間及び整備後の運用保守については、実施体制内協力企業でも可とする。ただし、運用保守については、下記条件を満たすこと。
 - ①和歌山県内に保守拠点を有すること。
 - ②保守拠点に、第一級陸上特殊無線技士以上の有資格者を複数名在籍させること。
 - ③電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項による点検事業者（登録点

検業者の資格を有するもの)の登録を受けていること。

(14) ISMS (情報セキュリティシステム ISO/IEC Q27001 又は JIS Q27001 に基づく認証)を取得していること。

(15) 参加者はシステムの構成機器について、製造終了後10年間安定して部品を供給できること。

6 選定方法

1. 実施方式

公募によるプロポーザル方式

2. 審査方法

選定委員会 (プレゼンテーション・ヒアリング)

7 プロポーザルの日程

公表・実施要領等資料配布・参加表明受付	平成30年 4月18日 (水)
	～ 平成30年 4月25日 (水)
質問受付	平成30年 4月23日 (月)
	～ 平成30年 4月25日 (水)
質問回答	平成30年 5月 1日 (火)
依頼書送信	平成30年 5月 2日 (水)
プロポーザル提案書提出	平成30年 5月 7日 (月)
	～ 平成30年 5月18日 (金)
選定委員会開催 (プレゼンテーション・ヒアリング)	平成30年 5月24日 (木)
	(予備日) 5月25日 (金)
選定結果通知	平成30年 5月31日 (木)

8 手続等

1. 応募方法

(1) 本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加申込書」(第1号様式)及び誓約書(第2号様式)に加え、以下に掲げる①～③の関係書類を以下のとおり提出すること。

実施体制内協力企業に運用保守の委託を行う場合は、②と③に関しては委託企業についての内容を記入して提出を行うこと。

①デジタル同報系防災行政無線整備実績書及び添付書類(第3号様式)

国または自治体等によるデジタル無線化等整備工事实績を契約金額の大きいも

のから順に（第3号様式）に記載し、提出すること。なお、工事が完了していない契約については、記載しないこと。また、提出時には記載した工事実績のCORINSの写しを添付すること。

②配置予定技術者の実績

配置予定の主任技術者について（第4号様式）に記載し、提出すること。

③保守拠点

事業者は、（第4号様式）に記載し提出すること。

④その他プロポーザル参加要件を証明する書類。

- ・経営規模等評価通知書の写し
- ・電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項による点検事業者（登録点検業者の資格を有するもの）の写し
- ・ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001に基づく認証登録証の写し
- ・実験試験局の無線局免許証の写し

(2) 参加資格の可否・喪失

参加資格を満たしていることを確認できた者に対し、参加資格確認通知書兼提案書等提出依頼書をFAXにて送信する。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- ①本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、またはその他不正な行為を行ったとき。
- ②工事の契約締結を行うまでの期間中に「5. プロポーザル参加資格」に該当しなくなったとき。

(3) 提案書の提出

①提案書

A4版で30ページ以内に簡潔に記載すること。

（表紙・目次はページに含まない）

- ・提出部数 10部
（表紙及び各見積もりに社印が押された原本1部、原本の写し9部）

②見積書

- ・設計業務費（基本・実施）
- ・工事費
- ・J-A R E R T設備整備費

設計金額は業務費の2.6%程度 工事金額は業務費の97.4%程度 いずれもJ-A R E R T設備分含む

③保守費10年間分の一覧

- ・各年度及び10年間の費用の合計が分かるように記載。
- ・各年度の契約額を定めるものではないが、当金額を基本的な考え方とすること。

④提出書類 任意様式

※提出した書類は、提出期限内のみ差替えを可とする。

⑤提出期限 平成30年5月18日（金） 午後5時まで（必着）

⑥提出方法 持参のみ（すさみ町役場 総務課 防災対策室）

※ただし、土日祝日を除く平日のみとする。

（４）提案書に関する質問

①提出書類 任意の質問書

②提出期限 平成30年4月25日（水） 午後5時まで（必着）

③提出方法 電子メールのみ（必ず着信確認すること）

④提出先 matsumoto_k01@town.susami.lg.jp

受付した質問事項を集約し、回答を5月1日（火）に参加表明を行った者全てに質問者名を公表せずに回答するものとする。

なお、意見表明等、本プロポーザルの趣旨からかけ離れているものへの回答は行わない。

（５）参加辞退

参加申込後、辞退を希望する者は「辞退届」（任意様式）に必要事項を記載の上、以下のとおり提出すること。

①提出方法 持参または郵送（メール・FAXは不可）

②受付場所 すさみ町役場 総務課 防災対策室

※持参の場合、土日祝日を除く平日のみとする。

9 選考（プレゼンテーション・ヒアリング）及び選考委員会

1. 審査項目

（１）企業の業務実施体制及び参加資格

業務方針・実施体制

（２）調査・設計

設計内容、設計・施工計画の具体性

（３）提案システム

各住民に対しての情報配信手段、災害時における情報収集手段、その他独自提案、移行計画

（４）保守体制

保守拠点・保守体制・保守内容・緊急時の対応

（５）概算費用

事業費・保守費

2. 審査方法

（１）すさみ町デジタル防災行政無線（同報系）施設整備事業プロポーザル審査委員会を組織し審査する。

- (2) 開催日時 平成30年5月23日(水)～平成30年5月25日(金)
(詳細は別途通知)
- (3) 提案書及びプレゼンテーションによる評価の実施
提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて細かく説明をする。
プレゼンテーションは、1社当たり50分(説明30分、質疑20分)程度とし、
順番は本町において決定する。
- (4) 審査結果
審査結果は、参加者全員に通知するものとする。
- (5) 注意事項
 - ①プロジェクター及びスクリーンのみ本町が準備するものとし、その他の必要な機器については、各自持ち込みとする。
 - ②提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。
 - ③指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。

10 その他

1. 契約締結

審査の結果、本町が最優秀と決定した者と契約締結交渉を行うものとする。契約は、仮契約を締結し、議会の表決の議決後に本契約を締結するものとする。なお、本町は、当該議案が議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方にいかなる責任も負わない。

2. 留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については参加者負担とする。
- (2) 参加者は、業務遂行上、知り得た情報は他人に漏らしてはならない。
- (3) 提出書類は、返還しないものとし、提案書については、審査の必要に応じて複製することがある。
- (4) 提案書の審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立てについても受けしない。

3. 問い合わせ先

〒649-2621

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089番地

すさみ町役場 総務課 防災対策室 担当：松本・田端

TEL 0739-55-4802 (直通)